

平成21年度事業計画(案)

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

I. 活動の基本方針

- 1) 法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。そのために、税に関する各種研修会の開催や租税教育等の実施、企業経営支援の各種セミナーの開催、そして市民にも門戸を開いた講演会の開催等における地域社会貢献活動を積極的に取組みます。
- 2) 会員の退会に歯止めをかけるとともに会員増強に取組み、組織の基盤充実に努めます。
- 3) 公益社団法人への移行を目指し、会員に対しその目的と経緯を周知するとともに、認定に向けた準備に着手します。

2. 基本的な事業計画

(1) 組織の充実・強化

組織の充実・強化は、法人会活動の活性化ならびに公益社団法人への移行を目指すにあたり極めて重要であり、次のことを積極的に取組みます。

- ① 会員増強運動月間(8月～11月)を設定し、会員加入率60%達成を目指します。
- ② 支部組織は、会員と触れ合う最前線の組織であることから、会員と地域に密着した活動を通し組織の充実・強化に取組みます。
- ③ 青年部会ならびに女性部会は、その独自性を活かした事業活動を通して、組織の充実・強化に取組みます。また租税教育活動にも取組みます。
- ④ 公益社団法人移行に向けた勉強会を開催し、その目的と経緯を周知します。
- ⑤ 社団法人化20周年にあたり、記念講演会ならびに祝賀会を執り行います。また記念誌を発行します。

(2) 研修活動の充実

研修活動は、会員の自己啓発を支援するための重要事業であり、次のことを取組みます。

- ① 税務研修会等を実施し、納税に遺漏のなきよう取組みます。また税務署主催の税務研修会にも連携して取組みます。
- ② 企業経営に資するセミナーや研修会の開催に取組みます。
- ③ 先進企業見学や集客を図る地域への視察研修旅行に取組みます。

(3) 地域社会貢献活動の推進

公益社団法人移行への認定のあたっては、公益目的事業に要する費用が、事業費および管理費の合計額に占める割合が50%以上でなければならないことに留意し、次のことを取組みます。

- ① 地域の時事や経済動向あるいは政治情勢に関する講演会に取組みます。開催にあたっては市

民にも広く呼びかけを行います。

- ② 社団法人化20周年記念事業として、糸魚川ジオパーク外国人モニター招へい事業を実施し、世界ジオパーク認定と地域の観光振興進展に貢献します。
- ③ 糸魚川翡翠のブランド化事業・糸魚川レンガ車庫基金事業・高校生の中国夏休み国際交流スクール体験留学等、地域振興や人材育成に貢献する団体の事業を支援します。

(4) 税制改正および税務行政改善への意見具申

現下の経済不況から脱却するためにも、今一度税制の原点である「公平・中立・簡素」に立ち戻り、経済の活性化に資する税制、中小企業者等努力したものが報われる税制を早急に整備すべきとの観点から、次のことを取組みます。

- ① 全法連が行う「税制に関するアンケート」に応え、税制改正に向けた意見・要望を上部組織にあげます。
- ② 全法連理事会で決議された「平成22年度税制改正に関する提言」を、市長ならびに議会議長に意見具申します。

(5) 福利厚生制度への加入推進

福利厚生制度は、企業経営の安定や従業員の健康管理上大切な制度であり、また副次的に法人会の財政基盤を支えていることから、取扱3社と連携し加入促進に努めます。

(6) 広報活動の充実

事業活動を組織の内外に周知し、組織強化と会員増強を図るため、次のことを取組みます。

- ① 「会報いとし」を8月と2月に発行します。
- ② 上部組織ならびに保険3社等の周知物や広告紙を速やかに配布します。
- ③ ホームページを充実し、事業活動ならびに財務状況等を公開します。

(7) e-Taxの利用拡大

税務当局ならびに税理士会と連携を図り、役員企業の利用率50%を目標として取組むと共に、会員の利用拡大を推進します。

(8) 関係外部機関との連携協調

国税局・税務署をはじめ、商工会議所・商工会・税理士会・その他関係機関（団体）との連携を図り、相互の発展に努めます。